

神 崎 町

大河内町

平成16年10月1日発行

合併協議会 だより 第8号



9月10日、第4回新町名称・庁舎等検討小委員会が開催されました。

目 次

- 第9・10回合併協議会の結果報告…………… 2
- 合併協定項目の協議状況…………… 8
- 合併協議会からのお知らせ…………… 8



第九・十回合併協議会が 開催されました

Okawachi
Kanzaki

第九回合併協議会

八月二十五日、神崎町ケールテレビ局舎において、第九回神崎町・大河内町合併協議会が開催されました。今回の協議会では、協議事項五件について協議が行われました。

協議事項

【協議第十号】

合併の目標期日について

継続審議となっていました合併の目標期日については、五月に合併関連三法が成立したことなどを踏まえ、平成十七年十一月一日を目標とすることで承認されました。

【協議第三十二号】

特別職の身分の取扱いについて

合併により、両町の町長、助役、収入役（現行では置いていない）教育長は前日をもって失職となるため、新たに選挙、選任する必要があります。

ります。また、特別職の報酬額や委員会等の人数・報酬額等についても相違点があるため、次のとおり調整することで承認されました。

〈特別職について〉

◆特別職の設置、人数、任期等については、法令の定めるところによる。

※議会議員の定数及び任期の取扱いについては別途協議する。

◆特別職の給料は、現行支給額をもとに、類似団体、近隣町等の状況を参考に調整する。

◆議員の報酬額は、現行支給額をもとに、類似団体、近隣町等の状況を参考に調整する。

◆費用弁償の支給の有無並びに支給額は、類似団体、近隣町等の状況を参考に調整する。

◆新町における報酬額等を協議するにあたっては、報酬審議会に準じた第三者機関を組織し審議することとする。

〈行政委員会（教育委員会、選挙管

理委員会、監査委員、農業委員会、

固定資産評価審査委員会、公平委員会）の身分の取扱いについて〉

◆行政委員会の委員の数及び任期は、法令の定めるところによる。

◆報酬額は、現行支給額をもとに、類似団体、近隣町等の状況を参考に調整する。

◆費用弁償の支給の有無並びに支給額は、類似団体、近隣町等の状況を参考に調整する。

◆新町における報酬額等を協議するにあたっては、報酬審議会に準じた第三者機関を組織し審議することとする。

〈その他の特別職（審議会、委員会等）の取扱いについて〉

◆両町に設置されていて、新町においても引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。

◆一町のみに設置されているもので、合併時に施行される条例等により設置が必要なものについては、合併時までに調整する。それは、合併時までに調整する。それ以外のものについては、合併後、新町において速やかに調整する。

◆合併時に設置が必要なものにかかる委員報酬は、合併時までに類似団体、近隣町等の状況を参考に報

酬審議会に準じた機関を組織し調整する。また、合併後に設置が必要なものにかかる委員報酬についても、新町において同様の取扱いとする。

【協議第三十三号】

社会教育事務事業の取扱いについて

（継続審議）

社会教育事務事業では、地域改善対策事業・社会人権同和教育・公民館事業など十三項目について協議されましたが、公民館等の体育施設の使用料及び使用料免除団体等の取扱いについて再度協議することになりました。

【協議第三十四号】

国民健康保険事業の取扱いについて

保険税関係において、税率、賦課期日及び納付月に相違があります。また、両町の国民健康保険基金の保有総額にも差があり、合併後の税率と併せて調整する必要があります。さらに、国民健康保険運営協議会の委員数及び開催時期についても相違があるため、次のとおり調整することと承認されました。

◆(1) 賦課方式、算定方式及び賦課限度額（医療分五十三万円、

介護分八万円）並びに軽減措置は、現行どおり新町に引き継ぐ。

- ◆(1)―2 賦課期日は七月一日とする。納期は年六回とし新町発足までに調整する。

- ◆(2)―1 保険税率は、合併年度はそれぞれの町の例によるものとし、合併後以降については、できるだけ早期に統一する。

- ◆(2)―2 国民健康保険財政調整基金については、全額持ち寄ることとする。

- ◆(3) 国民健康保険運営協議会については、新町発足時に統一し、構成委員及び開催時期等は、新町発足までに調整する

【協議第三十五号】

住民関係事務事業（その二）窓口業務等の取扱いについて

住民関係事務事業の取扱いでは、消費者行政、交通対策、青少年教育など五項目について協議され、すべて承認されました。

〈消費者行政について〉

- ◆消費者行政に係る両町の組織（「神崎町消費生活研究会」・「大河内町消費者協会」）は、統一することとし、組織体制及び補助金については、新町発足までに調整

する。

〈交通安全対策について〉

- ◆福岡交通安全協会の町支部については、役員構成、補助金及び活動内容等を新町発足までに調整する。

交通安全対策協議会については、組織を統一し、組織体制及び活動内容は新町発足までに調整する。チャイルドシート購入補助については、合併時に廃止する。

コミュニティバスの運行については、新町発足までに調整する。

問：合併後のコミュニティバス運行の方向性は？

答：住民からの要望があれば、バスの台数を増加し運行する必要があると思われるが、神姫グリーンバス（株）との競合路線や財源等の問題があり、住民の皆さんと共に議論する必要がある。

〈青少年教育について〉

- ◆青少年教育の推進に係る組織（「神崎町青少年育成委員会」・「大河内町青少年問題協議会」）は、新町発足までに統一する。

〈防災・防犯について〉

- ◆防災対策に係る組織体制は統一

し、報償費及び補助金については新町発足までに調整する。

〈各種証明書交付事務について〉

- ◆各種証明書の手数料は、両町同額の項目は現行のまま新町に引き継ぐ。埋火葬許可証発行手数料（二百円）は大河内町の例による。また、住民票謄本発行手数料（四人以内二百円、五人以上四百円）及び住民票閲覧料金（二人二百円）は神崎町の例による。

提案事項

【提案第二十六号】

環境衛生関係事務事業の取扱いについて

【提案第二十七号】

保健衛生関係事務事業の取扱いについて

【提案第二十八号】

商工・観光関係事業の取扱いについて

【提案第二十九号】

農林水産関係事業（その一）林道・治山事業の取扱いについて

【提案第三十号】

建設関係事業（その二）の取扱いについて

第十回合併協議会

九月十四日、大河内町保健福祉センターにおいて、第十回神崎町・大河内町合併協議会が開催されました。今回の協議会では、報告事項二件、協議事項六件について協議が行われました。

報告事項

【報告第二十七号】

合併協議会出納検査（八月実施）の報告について

八月三十日に平成十六年四月から七月分の出納状況等の検査を実施した結果、現金出納は確実で、預金の管理運用も適切に処理されており誤りはなかった旨の報告がなされました。

【報告第二十八号】

第四回新町名称・庁舎等検討小委員会の開催報告について

九月十日に開催された第四回小委員会では、新町名称募集の応募期間を平成十六年十一月一日から平成十六年十一月三十日までとすることを決定したほか、新町の本庁舎の位置については、現大河内町役場とし、神崎町に支庁舎的な施設を建設し、

長谷支所についても存続することが確認されました。支庁舎の規模等については、新町建設計画との関連があるため、今後引き続き協議していく旨の報告が立石委員長よりなされました。

※募集の詳しい内容につきまして、は、今後の協議会だよりや両町広報紙、協議会ホームページを通じてお知らせします。

協議事項

【協議第三十三号】

社会教育事務事業の取扱いについて

継続審議となっていました社会教育事務事業では、地域改善対策事業・社会人権同和教育・公民館事業など十三項目について再協議され、すべて承認されました。

〈地域改善対策事業について〉

◆地域改善対策奨学資金貸与事業は、法律の失効により、平成十七年度末で打ち切る。

◆地域改善対策対象地域活動事業補助金は、新町発足までに調整する。

〈社会教育委員について〉

◆委員の定数は六名（識見者四名、学校代表者一名、家庭教育代表者

一名）とする。

〈文化財の保護、顕彰事業について〉

◆新町において文化財保護条例を整備制定し、両町の指定文化財を新町で再指定する。

◆文化財の調査・保護・保存等は、継続的に事業推進を行うよう調整する。

◆文化財審議委員の定数は五名とし、識見者で構成する。

〈町史編纂事業について〉

◆町史編纂事業は、現行のまま新町に引き継ぐ。

〈社会人権同和教育について〉

◆大会事業（現行：神崎町「人権教育・啓発リーダー研修会」、大河内町「人権啓発大会」）は継続し、時期・会場・運営方針は、新町発足後速やかに調整する。

◆人権教育協議会は、平成十八年度から一本化し、補助金は新町発足後速やかに調整する。

◆人権文化創造活動支援事業は、現行のまま新町に引き継ぐ。また、指導者謝金は、新町発足後において適宜調整する。

〈公民館事業について〉

◆公民館の利用については、使用料を時間単価とし、（表一）のとお

り徴収する。

◆文化協会の一本化及び傘下のサークルの一本化については、新町発足後適宜調整する。

◆公民館運営審議会については、活力ある公民館活動の積極的な推進を目指して、新町発足までに調整する。

〈体育指導委員について〉

◆体育指導委員の定数は二十人以内とし、新町発足後速やかに調整する。

◆体育指導委員の活動内容等については、新町発足後適宜調整する。

〈学校施設利用について〉

◆学校施設の利用については、社会体育施設と同様に使用料を次のとおり徴収する。

●学校体育館：一時間二百円

●学校運動場：一時間二百円

※免除する団体：公民館施設利用と同じ。ただし、特別な事情を除き町外への利用は許可しない。

〈屋外体育施設について〉

◆屋外体育施設利用については、使用料を（表二）のとお徴収する。

〈屋内体育施設について〉

◆屋内体育施設（体育館）利用については、使用料を（表三）のとお

り徴収する。

〈プール利用について〉

◆プール利用者については、現行のまま新町に引き継ぐ。

〈国際交流事業について〉

◆国際交流事業については、大河内町の事業を現行のまま新町に引き継ぎ、実施内容等については、新町発足後適宜調整する。

〈各種団体（婦人会・PTA・文化協会・体育協会等）について〉

◆各種団体については、新町発足までに一本化に向け調整する。また、補助金についても、新町発足までに調整する。

【協議第三十六号】

環境衛生関係事務事業の取扱いについて

について

両町とも環境保全を図ることを目的に条例を制定し、神崎町では審議会、大河内町では協議会を組織しています。また、ごみの減量化を推進するため、集団資源回収助成事業として、集団で回収した団体に交付金を交付していますが、交付金額等に差異があります。

産業廃棄物処理については、神崎町では処理場がないため、次のとおり調整することで承認されました。

公民館使用料金

(表一)

	神崎町中央公民館	大河内町中央公民館
大ホール	700円／1時間	3,500円／1時間
リハーサル室		700円／1時間
視聴覚室	350円／1時間	350円／1時間
第一研修室	350円／1時間	530円／1時間
第二研修室	200円／1時間	350円／1時間
その他展示室	200円／1時間	200円／1時間

(町民以外：倍額)

※免除規定については、地域住民が利用しやすい環境を確保するため、自治会、子ども会、消防団、老人クラブ、婦人会、PTA、社会福祉団体、町内学校・幼稚園・保育所、町及び教育委員会、体育協会及び各種目協会、文化協会及び文化サークル、スポーツクラブ21、自主防災並びに町長が必要と認めた場合とする。

※営業行為の使用許可については、管理者が公民館使用の目的に合致していると認めたものとし、物品販売等の営利事業の使用は禁止する。



屋外体育施設利用料金

(表二)

施 設 名	使 用 料	備 考
神崎町民グラウンド	1時間 200円	
はにおかグラウンド	1時間 300円	照明料30分 1,050円
すぱーく神崎ゲートボール場	1コート1時間 200円	
はにおかゲートボール場	全 面 1時間 200円	
はにおかテニスコート	1コート1時間 530円	照明料30分 320円
グリーンエコー野球場	全 面 1時間 300円	照明料30分 1,050円

(町民以外：倍額、照明料は除く。)

※免除する団体：公民館施設利用と同じ。

体育館使用料金

(表三)

	神崎町体育センター	大河内町民体育館	神崎町海洋センター体育館
アリーナ半面	1時間 200円	1時間 200円	1時間 200円
サブアリーナ全面		1時間 200円	
トレーニングルーム		1回 110円	
卓球場全面	1時間 200円		
武道場全面	1時間 200円		
ミーティングルーム			1時間 200円

(町民以外：倍額、トレーニングルームは除く。)

※免除する団体：公民館施設利用と同じ。

◆環境保全にかかる条例等の整備及び審議会・協議会組織については、新町発足までに調整する。

◆集団資源回収助成事業は、現行のまま新町に引き継ぎ、奨励金の交付額については、神崎町の例による。(スチール缶1kg・五円 アルミ缶1kg・二十円 紙類1kg・四円)

◆産業廃棄物の処理については、大河内町建設残土砂等処分場の設置地域(鍛冶、大河)との協議を踏まえ、神崎町の集積場を廃止し、大河内町の処分場での一本化に向けて調整する。なお、減免規定については、神崎町の例による。

【協議第三十七号】

保健衛生関係事務事業の取扱いについて

町立の診療所について、現在、神崎町は一ヶ所、大河内町は二ヶ所に設置していますが、業務の委託先及び開設日時等に相違が見られます。

墓地の設置及び管理についても、大河内町では、条例等を制定し補助制度を設けていますが、神崎町には制度がないため、次のとおり調整することで承認されました。

◆両町における既存の診療所は、高

齢者の身近な医療機関として、現行のまま新町に引き継ぐ。なお、長谷地区への開業医の誘致については、引き続き努力するものとする。

◆墓地の設置及び管理については、新町発足後、速やかに大河内町の例により条例等を整備する。なお、新町発足後における共同墓地整備事業(補助制度)の適用及び補助金の額については、新町発足後、速やかに調整する。

【協議第三十八号】

商工・観光関係事務事業の取扱いについて

商工・観光関係事業については、第三セクター、地域振興、商工業の振興など五項目について協議され、すべて承認されました。

◆第三セクターについて

◆第三セクターについては、健全経営と役割機能の発揮をめざし、現行のまま新町に引き継ぐ。

◆地域振興について

◆まちづくり団体の育成については、地域づくりにおける住民参加及び自主自立的活動の重要性から、現行のまま新町に引き継ぎ、奨励・支援を検討する。

◆商工業の振興について

◆商工会の統合に向けた要請・支援を行い、財政支援については、新町発足までに調整する。

◆商店街の育成、活性化については、まちづくりにおける商業機能の重要性により、現行のまま新町に引き継ぐ。

◆企業誘致

◆企業誘致は、有効な土地利用の推進と地元雇用、就業の場の提供に効果的であり、現行のまま新町に引き継ぎ、財政リスク負担のないよう推進する。

◆企業立地への優遇措置については、新町発足までに神崎町の例により調整する。

◆観光について

◆観光協会の統合に向けた要請・支援を行い、財政支援については、新町発足までに調整する。

◆長谷地区の温泉については、現行のまま新町に引き継ぎ、有効利用をめざす。

◆観光施設のPR事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、効果的なPR事業を推進する。観光施設の維持管理については、現行のまま新町に引き継ぎ、効率効果的な運営をめざす。

【協議第三十九号】

農林水産関係事業(その二) 林道・治山事業の取扱いについて

林道の主要路線については、両町とも地元負担はありませんが、主要路線以外については大河内町において地元負担を徴しています。また、治山事業にかかる負担率についても補助事業、単独事業において差異があるため、次のとおり調整することで承認されました。

◆林道及び作業道の維持・修繕にかかる地元負担については、財政計画(状況)等を勘案し、新町発足までに調整する。

◆林道事業の地元負担金については、財政計画(状況)等を勘案し、新町発足までに調整する。

◆治山事業にかかる地元負担金については、財政計画(状況)等を勘案し、新町発足までに調整する。

【協議第四十号】

建設関係事業(その二)の取扱いについて

建設関係事業については、公園等の維持管理、土地改良事業、農道整備事業等の九項目について協議され、次のとおり承認されました。

◆公園等の維持管理について

公園等の補助規定については、両町とも補助金交付要綱を定め幅広く適用していますが、補助該当項目及び補助率に差異があり、次のとおり調整することで承認されました。

◆公園等の補助制度及び補助率については、財政計画（状況）等を勘案し、新町発足までに調整する。

〈土地改良事業について〉

土地改良事業の分担金については、両町とも条例等を制定し取り組みを行っていますが、実際の運用について差異がみられます。また、町単土地改良事業の補助率にも差異があるため、次のとおり調整することで承認されました。

◆土地改良事業の分担金については、事業費の30%以内とし、町単土地改良事業の補助率は、大河内町の例による。

〈農道整備事業について〉

農道整備事業として、両町において中山間地域総合整備事業として取り組んでいるほか、両町において各種事業を実施していますが、地元負担率に差異があります。また、農道の修繕についても補助率に差異があり、次のとおり調整することで承認されました。

◆農道整備事業における、中山間地域総合整備事業で整備する農道は、継続事業につき現行のまま新町に引き継ぐ。町単事業の地元負担率は、財政計画（状況）等を勘案し、新町発足までに調整する。また、農道修繕に対する補助率は、大河内町の例による。

〈ため池について〉

ため池の維持工事費については、大河内町において補助を行っていますが、神崎町では補助制度がなく、次のとおり調整することで承認されました。

◆ため池の維持工事費の補助については、大河内町の例による。老朽ため池改修事業については、現在、両町とも該当がないため、新町発足後、適宜調整する。

〈道路・橋梁改良及び道路認定事業について〉

道路及び橋梁の改良事業としては、両町において町道としての認定基準及び地元負担率に差異があるため、次のとおり調整することで承認されました。

◆道路及び橋梁改良にかかる地元負担については、町道認定基準の調整を含め、新町発足後、適宜調整

する。なお、新町発足後速やかに町道の認定基準、等級等の基準を新たに定め、再度全町道及び農道等の公衆用道路を対象として再認定を行う。

〈道路占用について〉

道路占用については、両町とも条例を定め、適切に対応していますが、占用料に差異があり、次のとおり調整することで承認されました。

◆道路の占用料については、新町発足後において地価等を勘案しながら、負担公平の原則に立ち、行政格差が生じないように調整する。

〈道路・橋梁維持事業について〉

道路・橋梁の維持修繕費については、神崎町は地元負担を徴していませんが、大河内町は道路管理規則により地元負担を徴していることから、次のとおり調整することで承認されました。

◆道路及び橋梁の維持補修にかかる地元負担については、町道認定の基準等の見直しも勘案し、合併後適宜調整する。

〈道路管理（交通安全対策）事業について〉

両町とも、道路工事において必要に応じ安全施設を設置しています

が、地元負担について差異があるため、次のとおり調整することで承認されました。

◆道路工事において必要な安全施設（ガードレール、ガードパイプ、区画線等）に対する地元負担については、負担公平の原則に立ち、行政格差が生じないように新町発足後、適宜調整する。

〈災害防止対策について〉

がけ地近接危険住宅移転については、国・県の補助制度により対応していますが、神崎町では町の補助制度も設けていますが、大河内町には補助制度はなく調整する必要があるため、次のとおり調整することで承認されました。

◆がけ地近接危険住宅移転事業に対する補助制度は、神崎町の例による。

提案事項

【提案第三十一号】

自治会・行政連絡機構の取扱いについて

【提案第三十二号】

住民関係事務事業（その三）防犯灯設置事業の取扱いについて

合併協議会からの お知らせ

◆ 第12回合併協議会

日 時：10月12日(火) 午後1時30分～
場 所：大河内町保健福祉センター 2F
福祉講習室

◆ 第13回合併協議会

日 時：10月27日(水) 午後1時30分～
場 所：神崎町ケーブルテレビ
ネットワーク局舎 会議室

※協議会開催日は予定であり、両町の行事等で変更もあります。

◆ 協議会・小委員会の傍聴について

合併協議会・小委員会は、原則公開することとなっています。傍聴をご希望される方は、開会時間の15分前までに会場にお越しいただき、傍聴受付簿に住所・氏名をご記入ください。傍聴をされる方に傍聴証をお渡しします。

ただし、傍聴をご希望される方が多数ある場合には、会場の都合などで傍聴の人数を制限することもありますので、ご了承ください。

◆ 新町名称募集について

新町名称募集の応募方法などの詳しい内容につきましては、次回の協議会だよりや両町の広報紙、協議会ホームページを通じてお知らせする予定です。応募期間になりましたら、たくさんのご応募をお待ちしております。

編集・発行

神崎町・大河内町合併協議会事務局

〒679-3116

兵庫県神崎郡大河内町寺前64

TEL 0790-34-0002 FAX 0790-34-0691

E-mail gappeikyou@town.okawachi.hyogo.jp

ホームページ <http://www.town.kanzaki.hyogo.jp/gappeikyou/>

合併協定項目の協議状況 平成16年9月14日現在

神崎町・大河内町合併協定項目	提 案	決 定
◎自治体の存立に関わる基本的な事項		
1 合併の方式	第1回 H16.2.15	第2回 H16.3.2
2 合併の期日	第2回 H16.3.2	第9回 H16.8.25
3 新町の名称	※小委員会検討中	
4 新町の事務所の位置	※小委員会検討中	
5 財産の取扱い		
◎事務事業の一元化に関わる事項(合併特例法規定項目)		
6 新町建設計画(その1)	第7回 H16.7.17	第7回 H16.7.17
7 議会議員の定数及び任期の取扱い		
8 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い		
9 地方税の取扱い(その1)	第5回 H16.6.13	第5回 H16.6.13
10 一般職の職員の身分の取扱い		
◎事務事業の一元化に関わる事項(その他の項目)		
11 特別職の身分の取扱い	第8回 H16.7.28	第9回 H16.8.25
12 条例、規則等の取扱い	第5回 H16.6.13	第5回 H16.6.13
13 事務組織及び機構の取扱い		
14 一部事務組合等の取扱い		
15 使用料、手数料等の取扱い	第5回 H16.6.13	第5回 H16.6.13
16 公共的団体等の取扱い	第5回 H16.6.13	第6回 H16.6.30
17 補助金、交付金等の取扱い	第5回 H16.6.13	第6回 H16.6.30
18 町名、字名の取扱い		
19 慣行の取扱い(その1)	第5回 H16.6.13	第5回 H16.6.13
慣行の取扱い(その2)	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
20 国民健康保険事業の取扱い	第8回 H16.7.28	第9回 H16.8.25
21 介護保険事業の取扱い	第6回 H16.6.30	第7回 H16.7.17
22 消防団の取扱い		
23 自治会・行政連絡機構の取扱い	第10回 H16.9.14	
◎各種事務事業の取扱い		
24 -1 議会関係事務事業		
-2 総務関係事務事業		
-3 企画関係事務事業		
-4 税務関係事務事業	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
-5 住民関係事務事業(その1)	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
住民関係事務事業(その2)	第8回 H16.7.28	第9回 H16.8.25
住民関係事務事業(その3)	第10回 H16.9.14	
-6 保健衛生関係事務事業	第9回 H16.8.25	第10回 H16.9.14
-7 環境衛生関係事務事業	第9回 H16.8.25	第10回 H16.9.14
-8 福祉関係事務事業(その1)	第6回 H16.6.30	第7回 H16.7.17
福祉関係事務事業(その2)	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
福祉関係事務事業(その3)	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
-9 農林水産関係事業	第9回 H16.8.25	第10回 H16.9.14
-10 商工・観光関係事業	第9回 H16.8.25	第10回 H16.9.14
-11 建設関係事業(その1)	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
建設関係事業(その2)	第9回 H16.8.25	第10回 H16.9.14
-12 上・下水道事業(その1)水道事業	第5回 H16.6.13	第6回 H16.6.30
上・下水道事業(その2)下水道事業	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
-13 学校教育事業	第6回 H16.6.30	第7回 H16.7.17
-14 社会教育事業	第8回 H16.7.28	第10回 H16.9.14
-15 電算システム事業	第3回 H16.3.20	第4回 H16.4.28
-16 地域情報化事業		
-17 その他事業(その1)	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
◎その他の項目について		
25 その他特に必要な項目について		